別表六(一)の二の記載要領第１号を次のように改める。

１　この表は、内国法人が法第69条（外国税額の控除）若しくは租税特別措置法第66条の７第１項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）若しくは第66条の９の３第１項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は外国法人が法第144条の２（外国法人に係る外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六(一)の二の記載要領第二号(1)中「若しくは各連結事業年度」及び「若しくは個別控除対象外国法人税の額（令和２年旧法第81条の15第１項に規定する個別控除対象外国法人税の額をいう。以下この号において同じ。）のうち未充当分の金額又は当該適格合併の日の前日の属する連結事業年度以前の各連結事業年度若しくは各事業年度において減額された個別控除対象外国法人税の額若しくは控除対象外国法人税の額」を削り、同号(2)中「以下この号において同じ。）の」を「(3)において同じ。）の」に改め、「若しくは各連結事業年度」及び「若しくは個別控除対象外国法人税の額のうち未充当分の金額（当該法人が移転を受けた事業に係る部分に限る。）又は当該分割法人等の当該適格分割等の日の属する連結事業年度前の各連結事業年度若しくは各事業年度において減額された個別控除対象外国法人税の額若しくは控除対象外国法人税の額」を削り、同号(3)中「又は各連結事業年度」及び「又は個別控除対象外国法人税の額」を削る。

別表六(二)の表を次のように改める。